

新生公立鳥取環境大学運営協議会の規約の概要

1 目的

鳥取県及び鳥取市が、公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、又はこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。

2 名称

新生公立鳥取環境大学運営協議会

3 設置団体

鳥取県、鳥取市（以下「関係団体」という。）

4 主な担当事務

○次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

（１）地方独立行政法人法に規定する事務のうち、次に掲げるもの

項 目	内 容
○地方独立行政法人法第90条第1項に規定する権限の行使に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長、監事の任命 ・ 設立団体の長による役員解任 ・ 業務方法書の認可 ・ 料金徴収の際の料金の上限の設定 ・ 中期目標の作成、指示、公表 ・ 中期計画の認可、変更命令 ・ 中期目標の期間の終了時の検討 ・ 財務諸表の承認 ・ 会計監査人の選任、解任 ・ 毎事業年度及び中期目標期間終了後の剰余金又は積立金の使途の承認 ・ 限度額を超える短期借入金の承認、年度返還できない場合の借り換えの承認 ・ 重要な財産の譲渡、担保に供する場合の認可 ・ 役員が営利企業等への関与の承認 ・ 理事長の任命（特例） ・ 学長となる理事長の法人成立後の最初の任命 ・ 法人に対する報告徴収、立入検査 ・ 法人又は役員に対する違法行為等の是正措置の命令
○地方独立行政法人法第90条第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務方法書に記載すべき事項 ・ 中期計画の作成、中期計画に定める業務運営に関する事項 ・ 年度計画の作成 ・ 中期目標に係る事業報告書 ・ 財務諸表の作成、閲覧期間 ・ 納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項の規定 ・ 財産に認可・議決の必要な重要な財産の規定 ・ 地方独立行政法人の財務及び会計に関する必要事項の規定
○設立団体の長への意見提出、報告等の受理に関する事務	
○公立大学法人鳥取環境大学評価委員会（以下「委員会」という。）への意見聴取、報告の受理、意見の申出の受理、届出の受理に関する事務	

（２）法人の適正な運営を確保するために必要な指導等に関する事務

- (3) 委員会の庶務に関する事務
- (4) 協議会の目的を達成するために必要な事務

○前項に掲げるもののほか、協議会は、法人の設立に係る事務の管理及び執行に関する連絡調整を行う。

5 事務所の所在地

協議会の事務所は、会長の属する団体の事務所に置く。

6 会長及び副会長

会長は鳥取県知事、副会長は鳥取市長をもって充てる。

7 委員

関係団体の長が協議の上、関係団体の職員の中から、関係団体の長が指名した者をもって充てる。

8 地方独立行政法人評価委員会

法第 11 条第 1 項の地方独立行政法人評価委員会として、関係団体は共同して、公立大学法人鳥取環境大学評価委員会を設置する。

- (1) 委員 5 人以内
- (2) 委員長及び副委員長 委員の互選により選任
- (3) 委員会の執務場所 会長の属する団体の事務所

[参考] 評価委員会の主な権限（地方独立行政法人法）

項 目	内 容
法人運営の目標及び計画に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見 ・ 中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見
法人運営結果の評価と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価 ・ 業務実績の評価を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 ・ 中期目標期間終了後、法人業務の継続の必要性等を設立団体の長が検討する際の意見
法人運営規程に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見

9 職員

協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）は、設立団体の職員のうちから選任する。

10 経費の支弁の方法

協議会の事務の管理及び執行に要する経費は、関係団体が負担

11 協議会規程の公表

協議会規程を定めたときは、鳥取県公報に登載して公表するものとする。

12 設置時期

関係団体の長が協議により定める日